

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

5.1. 配慮書に対する経済産業大臣の意見

環境影響評価法第3条の6の規定に基づく経済産業大臣の環境の保全の見地からの意見(平成28年1月29日)は、次に示すとおりである。

経済産業省

20151106 商第1号

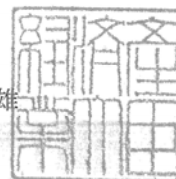
平成28年1月29日



インベナジー・ジャパン合同会社

職務執行者 天野 明 殿

経済産業大臣 林 幹雄



インベナジー・ジャパン合同会社「(仮称)稲庭風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成27年11月6日付けで送付のあった(仮称)稲庭風力発電事業計画段階環境配慮書について、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第3条の6の規定に基づき、下記のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べる。

記

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業実施想定区域からの絞り込みに際して環境影響の重大性の程度の変化を含めて、検討経緯を明確にすること。特に本計画段階環境配慮書に

は、事業実施想定区域内における風力発電設備等の設置位置次第では、重大な環境影響が懸念されるにも関わらず、重大な環境影響を回避又は極力低減できるとの判断の適切な根拠が示されていないことから、下記区域を除外すること。

- ・騒音等及び風車の影に関して重大な影響が避けられない住居等及びその近傍
 - ・重要な自然環境がまとまって存在するなど、その改変により生態系への重大な影響が避けられない区域
 - ・主要な眺望点からの景観への重大な影響が避けられない区域
 - ・人と自然との触れ合いの活動の場への重大な影響が避けられない区域
- また、風力発電設備等の設置が困難である、既設風力発電所の区域を除外すること。

(2) 累積的な影響

本事業の事業実施想定区域では、他事業者による風力発電事業が環境影響評価手続中であることから、今後の手続中に、事業者間での協議・調整を踏まえて本事業の内容が変更になった場合、新たな環境影響の発生、環境影響の増加及びそれら環境影響が適切に評価されない可能性が懸念される。このため、他事業者との情報共有・情報収集を行い、そこで得られた情報を考慮した上で、実現可能な事業の内容を検討し、環境影響評価方法書に記載すること。また、他事業者が計画している風力発電設備等のうち、本事業との累積的な環境影響が懸念されるものについては、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 事業計画の抜本的見直し


1. (1) 及び (2) 並びに 2. (1)、(2)、(3) 及び (4) により、住居地域、鳥類、植物及び生態系に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の抜本的な見直しを行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音等



事業実施想定区域及びその周辺には、多数の住居及びその他環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しており、工事中及び供用時における騒音等による重大な環境影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、住居等から離隔した配置等を十分に検討し、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成27年10月、環境省）及び最新の知見等に基づき、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等からさらに離隔すること等により、騒音等による影響を回避又は極力低減すること。

(2) 地形及び地質に対する影響

事業実施想定区域には、第3回自然環境保全基礎調査において、非火山性弧峰とされている「黒森」及び非火山性高原とされている「白樺野」「高曲原」が含まれており、本事業の実施により、地形改変による重大な影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、重要な地形及び地質への環境影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ環境保全措置を講ずることにより、重要な地形及び地質への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 風車の影

事業実施想定区域及びその周辺には、住居等が存在しており、供用時における風車の影による重大な環境影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居等から離隔した配置等を十分に検討し、住居等への環境影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等からさらに離隔すること等により、風車の影による影響を回避又は極力低減すること。

(4) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、希少猛きん類の生息地及びガン・カモ類等の渡り経路となっている可能性がある。このため、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等によるこれら鳥類への重大な環境影響を回避するよう、本事業の風力

発電設備等の配置等の検討に当たっては、鳥類に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響を評価すること。その結果を踏まえ、必要に応じ環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

なお、猛きん類の調査、予測及び評価に当たっては、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月、環境省自然環境局野生生物課）を踏まえて行うこと。

(5) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域には、自然環境保全基礎調査において植生自然度が高いとされた植生、緑の回廊及びそれから連続性を持った森林、水源かん養保安林、青森県が指定する馬淵川流域ふるさとの森と川と海保全地域及び岩手県自然環境保全指針の「優れた自然評価図」で保全区分A又はBとされた地域等が存在し、豊かな自然環境のまとまりの場となっており、本事業の実施により、植物及び生態系への重大な影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、緑の回廊及びそれから連続性を持ち動植物の移動経路を確保する上で重要な森林について、既存道路等を活用することにより、これら森林の分断を回避すること。また、既存道路や牧野、伐採跡地等の無立木地等を活用することにより、自然度の高い植生及び保安林に指定された森林等の改変を回避又は極力低減すること。

(6) 景観に対する影響

事業実施想定区域には、主要な眺望点である稲庭岳及び稲庭高原等が位置しており、本事業の実施により、眺望景観への重大な影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化、予測及び評価に当たっては、専門家等からの助言に加え、地域住民やその他の利用者等、関係地域の意見を踏まえること。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業実施想定区域には、稲庭岳、稲庭高原等が存在し、直接改変による影響のほか、工事中及び供用時の騒音、風車の影、景観変化等による人と自然との触れ合いの活動の場に係る重大な環境影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、稲庭岳キャンプ場、稲庭岳の山頂・登山道等をはじめ

とする、重要な人と自然との触れ合いの活動の場の直接改変を回避すること。また、設置者、管理者及び利用者等からの意見を踏まえて、人と自然との触れ合いの活動の場の状態及び利用の状況に関する調査及び予測を行い、事業実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、風力発電設備からの離隔を確保すること等により、影響を回避又は極力低減すること。



5.2. 経済産業大臣の意見に対する事業者の見解

配慮書に対する経済産業大臣の意見及びそれに対する事業者の見解は、表 5.2-1 に示すとおりである。

表 5.2-1(1) 配慮書に対する経済産業大臣意見と事業者の見解

No	意見の概要		事業者の見解
1	1.総論	<p>(1) 対象事業実施区域の設定</p> <p>対象事業実施区域の設定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業実施想定区域からの絞り込みに際して環境影響の重大性の程度の変化を含めて、検討経緯を明確にすること。特に本計画段階環境配慮書には、事業実施想定区域内における風力発電設備等の設置位置次第では、重大な環境影響が懸念されるにも関わらず、重大な環境影響を回避又は極力低減できるとの判断の適切な根拠が示されていないことから、下記区域を除外すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音等及び風車の影に関して重大な影響が避けられない住居等及びその近傍 ・重要な自然環境がまとまって存在するなど、その改変により生態系への重大な影響が避けられない区域 ・主要な眺望点からの景観への重大な影響が避けられない区域 ・人と自然との触れ合いの活動の場への重大な影響が避けられない区域 <p>また、風力発電設備等の設置が困難である、既設風力発電所の区域を除外すること。</p>	<p>事業実施想定区域から対象事業実施区域への絞り込みは、事業面及び環境面の2つの観点を軸に検討を行い、風力発電設備の設置位置について他事業との重複を回避し、風力発電機設備が設置される可能性がある範囲に絞り込みを行いました。</p>
2	1.総論	<p>(2) 累積的な影響</p> <p>本事業の事業実施想定区域では、他事業者による風力発電事業が環境影響評価手続中であることから、今後の手続中に、事業者間での協議・調整を踏まえて本事業の内容が変更になった場合、新たな環境影響の発生、環境影響の増加及びそれら環境影響が適切に評価されない可能性が懸念される。このため、他事業者との情報共有・情報収集を行い、そこで得られた情報を考慮した上で、実現可能な事業の内容を検討し、環境影響評価方法書に記載すること。また、他事業者が計画している風力発電設備等のうち、本事業との累積的な環境影響が懸念されるものについては、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。</p>	<p>累積的影響を適切に評価するため、他事業者が設置を計画している風力発電設備等のうち、本事業との累積的な環境影響が懸念されるものについては、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、そこで得られた情報を考慮した上で、実現可能な事業の内容を検討するべきと考えております。</p> <p>また、累積的な環境影響が懸念されるものについては、今後、可能な限り環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努めるべきと考えており、さらに、専門家等のご助言を踏まえた上で予測及び評価を行い、風力発電設備等の配置等を検討します。</p>

表 5.2-1(2) 配慮書に対する経済産業大臣意見と事業者の見解

No	意見の概要		事業者の見解
3	1. 総論	<p>(3) 事業計画の抜本的見直し</p> <p>1.(1)及び(2)並びに2.(1)(2)(3)及び(4)により、住居地域、鳥類、植物及び生態系に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の抜本的な見直しを行うこと。</p>	<p>今後実施する現地調査及び専門家等のご助言を踏まえた上で予測・評価を行い、環境影響を低減するための配慮を行い、その上でも住居地域、鳥類、植物及び生態系に対する影響を回避又は十分に低減できないことが明らかな場合には、風力発電設備等の配置等の再検討、事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の抜本的な見直しを行います。</p>
4	1. 総論	<p>(4) 環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。</p>	<p>専門家等のご助言を踏まえた上で環境保全措置の検討を行い、その際には環境影響の回避・低減を優先的に検討します。</p>
5	2. 各論	<p>(1) 騒音等</p> <p>事業実施想定区域及びその周辺には、多数の住居及びその他環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しており、工事中及び供用時における騒音等による重大な環境影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、住居等から離隔した配置等を十分に検討し、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成27年10月、環境省）及び最新の知見等に基づき、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等からさらに離隔すること等により、騒音等による影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>騒音の影響については、「騒音に係る環境基準について」（平成10年、環境庁告示第64号）に定められたJIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月、環境省）及び「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成29年5月、環水大大発第1705261号）及び最新の知見等に基づき調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ風力発電設備を住居から離隔すること等により、騒音による影響を回避又は極力低減します。</p>
6	2. 各論	<p>(2) 地形及び地質に対する影響</p> <p>事業実施想定区域には、第3回自然環境保全基礎調査において、非火山性孤峰とされている「黒森」及び非火山性高原とされている「白樺野」「高曲原」が含まれており、本事業の実施により、地形改変による重大な影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、重要な地形及び地質への環境影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ環境保全措置を講ずることにより、重要な地形及び地質への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>対象事業実施区域の設定にあたっては、「黒森」を除外しました。「白樺野」「高曲原」の一部については、対象事業実施区域に含まれておりますが、当該の地形及び地質の区域は既設道路が整備され、牧場等で利用されております。また、風力発電機の搬入に当たっては既設道路を極力活用する計画とし、設置位置は牧場の一部とする計画であり、本事業による追加的な影響は小さいと想定されます。その上で、事業計画検討に当たっては改変面積が極力少なくする計画策定に努め、影響を回避又は極力低減するようにと努めます。</p>

表 5.2-1(3) 配慮書に対する経済産業大臣意見と事業者の見解

No	意見の概要		事業者の見解
7	2.各論	<p>(3) 風車の影</p> <p>事業実施想定区域及びその周辺には、住居等が存在しており、供用時における風車の影による重大な環境影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居等から離隔した配置等を十分に検討し、住居等への環境影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等からさらに離隔すること等により、風車の影による影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>風力発電施設等の配置等の検討に当たっては、住居等への風車の影による環境影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を離隔すること等により、風車の影による環境影響を回避又は極力低減します。</p>
8	2.各論	<p>(4) 鳥類に対する影響</p> <p>事業実施想定区域及びその周辺は、希少猛きん類の生息地及びガン・カモ類等の渡り経路となっている可能性がある。このため、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等によるこれら鳥類への重大な環境影響を回避するよう、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、鳥類に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響を評価すること。その結果を踏まえ、必要に応じ環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。</p> <p>なお、猛きん類の調査、予測及び評価に当たっては、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成24年12月、環境省自然環境局野生生物課)を踏まえて行うこと。</p>	<p>対象事業実施区域及びその周囲の希少猛きん類の生息地及び渡り鳥等の重要な鳥類に対して重大な環境影響を回避するため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等のご意見を伺い、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成24年12月、環境省自然環境局野生生物課)を踏まえ、十分な調査、予測及び評価を実施します。また、調査、予測及び評価結果を踏まえ、重要な鳥類への環境影響を回避又は極力低減するよう、必要に応じて環境保全措置を検討します。</p>
9	2.各論	<p>(5) 植物及び生態系に対する影響</p> <p>事業実施想定区域には、自然環境保全基礎調査において植生自然度が高いとされた植生、緑の回廊及びそれから連続性を持った森林、水源かん養保安林、青森県が指定する馬淵川流域ふるさとの森と川と海保全地域及び岩手県自然環境保全指針の「優れた自然評価図」で保全区分A又はBとされた地域等が存在し、豊かな自然環境のまとまりの場となっており、本事業の実施により、植物及び生態系への重大な影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、緑の回廊及びそれから連続性を持ち動植物の移動経路を確保する上で重要な森林について、既存道路等を活用することにより、これら森林の分断を回避すること。また、既存道路や牧野、伐採跡地等の無立木地等を活用することにより、自然度の高い植生及び保安林に指定された森林等の改変を回避又は極力低減すること。</p>	<p>風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、既存道路等、牧野、伐採跡地等の無立木地等を活用する事業計画とし、さらに専門家等のご助言を踏まえた上で、現地調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた上で、自然度の高い植生及び保安林に指定された森林等の改変を回避又は極力低減するように努めます。</p>

表 5.2-1(4) 配慮書に対する経済産業大臣意見と事業者の見解

No	意見の概要		事業者の見解
10	2.各論	<p>(6) 景観に対する影響</p> <p>事業実施想定区域には、主要な眺望点である稲庭岳及び稲庭高原等が位置しており、本事業の実施により、眺望景観への重大な影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化、予測及び評価に当たっては、専門家等からの助言に加え、地域住民やその他の利用者等、関係地域の意見を踏まえること。</p>	<p>風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、準備書段階においてフォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向を考慮した客観的な予測及び評価を行い、地域住民やその他の利用者等、関係地域の意見を踏まえるようにします。</p>
11	2.各論	<p>(7) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響</p> <p>事業実施想定区域には、稲庭岳、稲庭高原等が存在し、直接改変による影響のほか、工事中及び供用時の騒音、風車の影、景観変化等による人と自然との触れ合いの活動の場に係る重大な環境影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、稲庭岳キャンプ場、稲庭岳の山頂・登山道等をはじめとする、重要な人と自然との触れ合いの活動の場の直接改変を回避すること。また、設置者、管理者及び利用者等からの意見を踏まえて、人と自然との触れ合いの活動の場の状態及び利用の状況に関する調査及び予測を行い、事業実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、風力発電設備からの離隔を確保すること等により、影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>対象事業実施区域の設定に当たっては、稲庭岳の山頂及び登山道等は除外しました。また、稲庭キャンプ場については、対象事業実施区域に含まれておりますが、直接改変は予定しておりません。</p> <p>風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、人と自然との触れ合いの活動の場の設置者、管理者及び利用者の意見を踏まえて、これらの状態及び利用状況に関する調査、予測及び評価を行います。その結果を踏まえて、影響を回避又は極力低減する事業計画の検討に努めます。</p>

(空白)